

主要行等向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－３－３－３ 顧客等に関する情報管理態勢</p> <p>Ⅲ－３－３－３－１ 意義</p> <p>顧客に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、銀行は、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じなければならないとされている(法第12条の2第2項)。</p> <p>特に、個人である顧客に関する情報については、施行規則、個人情報の保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「<u>保護法ガイドライン</u>」という。)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「<u>実務指針</u>」という。)の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ－３－３－３－２ 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報管理</p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－３－３－３ 顧客等に関する情報管理態勢</p> <p>Ⅲ－３－３－３－１ 意義</p> <p>顧客に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、銀行は、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じなければならないとされている(法第12条の2第2項)。</p> <p>特に、個人である顧客に関する情報については、施行規則、個人情報の保護に関する法律、<u>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)</u>、<u>同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)</u>、<u>同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)</u>及び<u>同ガイドライン(匿名加工情報編)</u>(以下、合わせて「<u>保護法ガイドライン</u>」という。)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「<u>金融分野ガイドライン</u>」という。)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「<u>実務指針</u>」という。)の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ－３－３－３－２ 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報管理</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>① 個人である顧客に関する情報については、施行規則第 13 条の 6 の 5 に基づき、その安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>イ. <u>保護法ガイドライン第 10 条及び第 11 条の規定に基づく措置</u></p> <p>ロ. <u>実務指針 I、II 及び別添 2 の規定に基づく措置</u></p> <p>② 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、施行規則第 13 条の 6 の 7 に基づき、<u>保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に</u>列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>（注）その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <p>イ. 労働組合への加盟に関する情報</p> <p>ロ. 民族に関する情報</p> <p>ハ. 性生活に関する情報</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>③（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>Ⅲ－3－3－3－3 監督手法・対応</p>	<p>① 個人である顧客に関する情報については、施行規則第 13 条の 6 の 5 に基づき、その安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>イ. <u>金融分野ガイドライン第 8 条及び第 9 条の規定に基づく措置</u></p> <p>ロ. <u>実務指針 I、II 及び別添 2 の規定に基づく措置</u></p> <p>② 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、施行規則第 13 条の 6 の 7 に基づき、<u>金融分野ガイドライン第 5 条第 1 項各号に</u>列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>（注）その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <p>イ. 労働組合への加盟に関する情報</p> <p>ロ. 民族に関する情報</p> <p>ハ. 性生活に関する情報</p> <p><u>ニ. 個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 4 号に定める事項に関する情報</u></p> <p><u>ホ. 個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 5 号に定める事項に関する情報</u></p> <p><u>ヘ. 犯罪により害を被った事実に関する情報</u></p> <p><u>ト. 社会的身分に関する情報</u></p> <p>③（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>Ⅲ－3－3－3－3 監督手法・対応</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>検査結果及び不祥事件等届出書等により、顧客等に関する情報管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</p> <p>なお、上記の銀行法に基づく対応の他、個人である顧客に関する情報については、必要に応じて、<u>個人情報保護に関する法律に基づき、個人である顧客に関する情報の取扱いについての報告の徴収・助言、同法の違反を是正するために必要な措置をとるべき旨等の勧告・命令を行うものとする。</u></p> <p>Ⅲ－３－３－４ 外部委託</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－３－３－４－２ 主な着眼点</p> <p>(1) 顧客保護の観点から以下の態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。)が図られているか。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 個人である顧客に関する情報の取扱いを委託する場合には、施行規則第 13 条の 6 の 5 に基づき、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>イ. <u>保護法ガイドライン第 12 条の規定に基づく措置</u></p> <p>ロ. 実務指針Ⅲの規定に基づく措置</p>	<p>検査結果及び不祥事件等届出書等により、顧客等に関する情報管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</p> <p>なお、上記の銀行法に基づく対応の他、個人である顧客に関する情報については、必要に応じて、<u>個人情報保護に関する法律における事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置をとる場合があることに留意すること。</u></p> <p>Ⅲ－３－３－４ 外部委託</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－３－３－４－２ 主な着眼点</p> <p>(1) 顧客保護の観点から以下の態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。)が図られているか。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 個人である顧客に関する情報の取扱いを委託する場合には、施行規則第 13 条の 6 の 5 に基づき、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>イ. <u>金融分野ガイドライン第 10 条の規定に基づく措置</u></p> <p>ロ. 実務指針Ⅲの規定に基づく措置</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>⑤～⑨ (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－３－５ 苦情等への対処 (金融 ADR 制度への対応も含む)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－３－５－２ 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－３－５—２－２ 主な着眼点</p> <p>(１)・(２) (略)</p> <p>(３)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の法令、<u>保護法ガイドライン等</u>に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか (Ⅲ－３－３－３参照)。</p> <p>⑥・⑦ (略)</p> <p>(４)～(６) (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>⑤～⑨ (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－３－５ 苦情等への対処 (金融 ADR 制度への対応も含む)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－３－５－２ 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－３－５—２－２ 主な着眼点</p> <p>(１)・(２) (略)</p> <p>(３)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の法令、<u>保護法ガイドライン及び金融分野ガイドライン等</u>に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか (Ⅲ－３－３－３参照)。</p> <p>⑥・⑦ (略)</p> <p>(４)～(６) (略)</p> <p>(以下略)</p>